

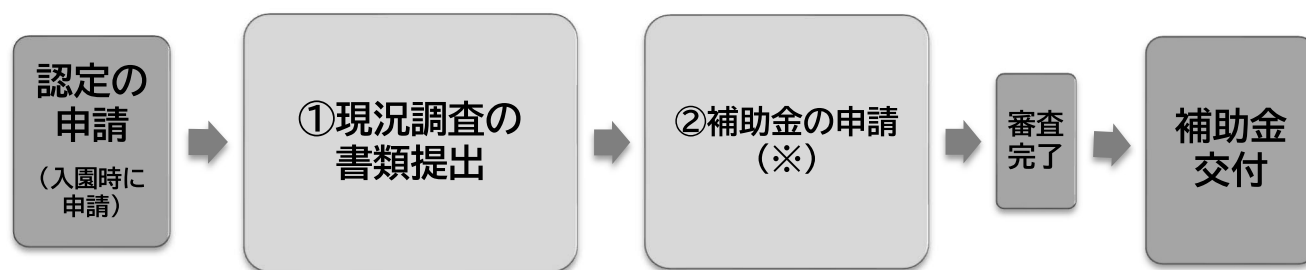
# 令和7年度 現況調査の実施について

## 1. はじめに必ずご確認ください

(1) 中野区にお住まいで、幼稚園・こども園の預かり保育料の補助金対象となる施設等利用給付認定（新2号・新3号認定）を受けているお子さんを対象に、保育の必要性を確認するため年に1回現況調査を実施します。

(2) 現況調査の書類提出が無い場合や保育の必要性を確認できない場合は認定取消となり、補助金を交付できない場合があります。必ず現況調査の書類をご提出ください。

※保育所等を利用されている方を対象とした現況調査とは異なりますのでご注意ください。



※補助金の申請書類は別途郵送による提出が必要です

|         |                                                   |
|---------|---------------------------------------------------|
| 1. 提出期限 | <u>令和7年7月11日（金）</u>                               |
| 2. 提出書類 | (1) 現況届<br>(2) 保育の必要性を確認できる書類（父・母）                |
| 3. 提出方法 | (1) 電子申請<br>(2) 郵送<br>(3) 窓口                      |
| 4. 配布書類 | (1) 令和7年度 現況調査の実施について<br>(2) 現況届<br>(3) 就労証明書（2枚） |

## 2. 提出書類 下記の（１）、（２）揃えてご提出ください

---

### （１）現況届

### （２）保育の必要性を確認できる書類（父・母）

※保育を必要とする状況（就労、疾病障がい、就学等）によりご提出いただく書類が異なります。詳細は現況届または中野区ホームページをご確認ください。

## 3. 提出方法・提出先

---

### 〔提出方法〕

（１）電子申請 （２）郵送 （３）窓口（いずれかの方法で提出してください）

### （１）電子申請の場合 ※補助金の申請書は郵送で提出してください。

ア：下記二次元コードを読み取り、申請してください。

イ：電子申請の場合（１）現況届の添付は不要です。

（２）保育の必要性を確認できる書類（父・母）を添付のうえ申請してください。



後日、追加提出の書類がある場合は、こちらからご提出ください。

※申請受理の通知と書類審査が完了した際の通知は行っておりません。

不備・不足があった場合のみご連絡いたします。予めご了承ください。

### （２）郵送（３）窓口の場合

※返信用封筒（オレンジ色）に入れてホチキス留めせずに提出してください。

### 〔提出先〕

●中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 幼稚園・認可外保育係（区役所３階）

〒164-8501 中野区中野四丁目11番19号

※幼稚園や地域事務所、すこやか福祉センターには提出できません。

## 4. 家庭状況や認定内容に変更がある場合

(1) 家庭状況・認定内容に変更があった場合(転職、退職、出産、結婚・離婚等)は、現況調査の書類に加えて、提出が必要な書類がございます。

(2) 右記二次元コードより必要書類を確認のうえ、ご提出ください。

(3) 現況調査後に変更がある場合は、変更があった日から2週間以内を目安に書類の提出が必要です。

### 〔変更例〕

例1) 転職…追加書類 ①給付認定申請書

例2) 退職…追加書類 ①給付認定申請書 ②離職票

※追加で必要な書類を依頼させていただく場合がございますので、予めご了承ください。



中野区ホームページ

「施設等利用給付認定の申請後に家庭状況や認定内容に変更があった方」



給付認定申請書提出フォーム



## 5. お問い合わせ先

●中野区 子ども教育部 保育園・幼稚園課 教育・保育支給認定係(区役所3階)

03-3228-5793(直通) 受付時間: 8:30~17:00

※提出先とお問い合わせ先が異なりますのでご注意ください。

※裏面のよくある質問もご確認ください。

## 6. よくある質問

---

Q 兄弟がいる場合、現況調査の書類はそれぞれ提出が必要ですか。

A 世帯で1部ご提出ください。

例) 上の子が幼稚園、下の子が保育園に在園中。

→幼稚園の現況調査の書類を提出いただいた場合は、保育園の現況調査の書類提出は不要です。

Q 先日、書類を提出したばかりですが、再度提出が必要ですか。

A 令和7年4月2日以降に、(2) 保育の必要性を確認できる書類(就労証明書、復職証明書等)を提出いただいた方の提出は不要です。

例1) 幼稚園に4月入園し、認定申請のため3月31日に父母就労証明書を提出した。

→お手数ですが、父母の保育の必要性を確認できる書類をご提出ください。

例2) 兄弟の5月の認可保育所の入園申込のため、4月1日に父母就労証明書を提出した。

→お手数ですが、父母の保育の必要性を確認できる書類をご提出ください。

例3) 4月2日に父の就労証明書を提出済み。

→母の保育の必要性を確認できる書類のみご提出ください。

例4) 4月2日に母の復職証明書を提出済み。

→父の保育の必要性を確認できる書類のみご提出ください。

例5) 兄弟の6月申込のため、5月1日に父母就労証明書を提出した。

→現況届のみご提出ください。